

東京都石神井学園

I 入所児童の状況

令和7年3月1日現在、103人（一時保護委託2人含む。）の児童が入所しており、中学生以上が62.1%という状況である。また、入所以前に虐待を受けた児童は83.5%という状況である。

令和6年度中に入所した児童は幼児5人、小学生16人、中学生9人、高校生7人の計37人、退所児童は幼児1人、小学生6人、中学生2人、高校生8人、高卒児3人の計20人であり、内訳は、家庭復帰10人、措置変更3人（連携型モデル事業原籍施設へ措置変更2名含む）、自立援助ホーム1人、GHへ移行2人、就職2人、進学2人であった。入所中の児童のうち、虐待等による愛着障害2人、ADHD等の発達障害21人、知的障害7人、精神障害7人、定期的に通院し医療的なケアが必要な児童は57人であった。また、児童自立支援施設からの措置変更は9人、乳児院からの措置変更が8人、他の児童養護施設・養育家庭等で不調となり措置変更された児童が9人いる。

これらの児童の支援課題（ニーズ）は幅広く、専門的かつ高度な支援・ケアが求められている。

II 事業展開の総括

令和6年度は、第五期指定管理期間の5年目に当たり、①利用者本位のサービスの徹底、②東京の福祉のセーフティネット機能の遂行、③地域と連携し、地域福祉の向上に貢献を運営方針として位置付け様々な課題に取り組んだ。

特に権利擁護（虐待防止等）の徹底においては、児童支援の根幹であり、過去の被措置児童等虐待事故の際に示された取り組みを風化させないよう継承し、事故防止に取り組んできた。自らの支援を振り返り、各寮の運営（ルールや支援全般）を見直すこと、児童への支援を園全体でどのように取り組んでいくか見直してきた。

また、家庭的な寮運営の実践では、全寮で小規模グループケアの運営体制を確保するとともに、グループホーム2か所を運営し家庭的養護の推進に努め、より地域に近い環境で運営をしてきた。

一方、新任層の職員が増える中、人材育成が急務となった。日常業務を通じたOJTに積極的に取り組むとともに、年間研修計画に基づき、研修を着実に実施した。

さらに、虐待による重篤な愛着障害等の症状を有する児童を対象として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」の実進を進め、3人の児童の原籍施設復帰を支援した。事業としても10年間モデル事業として実施してきたが、東京都や練馬区等と協議を重ね、令和7年度から本格実施の運びとなった。

年間を通じて多くの児童の入所を受け入れてきた。長期一時保護児童や児童自立支援施設からの措置変更、民間児童養護において不調となった児童等、専門的な支援が

必要な児童を積極的に受け入れてきた。例年に比べ入退所が多い１年だったが、一人ひとりに合わせた支援を模索し、児童の意向を大切に聞きながら対応した。

Ⅲ 事業実績

(１) アクションⅠ－① 権利擁護（虐待防止等）の徹底

- ア 「職員倫理綱領」について、全体会議や新規職員研修等で徹底した。
- イ 権利擁護委員会において、支援における５つの項目（①食事場面②暴言・大声③呼称④私物・私金の取り扱い⑤入浴場面）について、１年間を通して協議を重ね園として基準となる成果物を作成した。
- ウ 新規転入職員には、令和２年度の事故について新規転入職員オリエンテーション時に説明するとともに、子どもの権利ノートを活用した児童の権利擁護・事故防止について研修を実施した。
- エ 全フロアリーダーを対象に全国児童養護施設協議会の権利擁護チェックリストを用いて職員の支援の在り方、寮運営について面談を行い、その見直す場を設定した。見直しの進捗について年度末に確認を行った。
- オ 東京都被措置児童等の権利擁護に関わる説明会に、権利擁護委員会職員２名が参加し、朝礼及び委員会にて内容の周知をした。
- カ 児童への適切な支援の実践という観点から、弁護士による「子どもの権利擁護実現に向けて」をテーマとした講演会を１２月と１月に実施した。
- キ 福祉局子供子育て支援部企画課権利擁護担当による「子どもの権利ノート改訂に伴う意見聴取」や、都や区が主催する社会的養育推進計画策定に向けた当事者ヒアリング等、児童が意見表明の場に参加した。
- ク 「権利ノート」については新規転入職員向けに研修と説明会を４月・７月に実施し、児童向け説明会として７月に小１・小４・中１児童を対象に実施した。
- ケ 権利擁護に関わる取り組みについて、他施設から学びを得るために小山児童学園と片瀬学園に行き、意見交換会を実施した。
- コ 「重大事故ゼロ運動」の取組として、全職員に個人目標を設定させ、自己申告のヒアリング時に目標の振り返りを行った。また、朝礼２部を活用し「権利擁護ミニ学習会」を開催し、権利擁護の醸成に取り組んだ。

その他、全職員による誓約書の提出やe-ラーニングによる虐待防止（総論）研修、過去事例を通した注意喚起等を実施するほか、職員アンケートの結果を踏まえた意見交換を行うこと等により、再発防止に取り組んだ。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	１０回	１０回	子どもの権利ノート説明会、CAP研修等を実施

(２) アクションⅠ－② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和5年度の更なる改善が望まれる点
ア 子ども自身の意向をもとに自立支援計画を立てていることを、低年齢児も理解できるよう工夫するとよい工夫するとよい。
イ 子ども相談員（第三者委員）の活用充実が図れるよう、相談以外での子どもとの交流の再開や対面以外での相談方法なども検討するとよい
ウ 「子ども達が地域社会で生活する」ということを実感できる取り組みを増やすことに期待する

令和5年度の指摘を受け、令和6年度は以下の取組を行った。

- (ア) 児童自立支援計画のフォーマットの更新を行っており、児童の意見がより尊重されるフォーマットを策定した。また、児童にも共有できるフォーマットとし、わかりやすくフィードバックできるものとなった。
- (イ) 子ども相談員の会食を再開した。また、児童が意見を出しやすいように、ポスターや児童の意見記入用紙に QR コードを記載し、スマートフォン等でグーグルフォームを使い、意見を出せるようにした。
- (ウ) 児童が地域の習い事に参加しており、地域の社会資源を活用した。また、高校生については地域の企業や飲食店でアルバイトをしており、職員も支援として社会と繋がる機会を促進した。

また、令和6度も福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率100%を達成した。

事 項	（評価項目における標準項目の達成率）	
第三者評価結果	計画100%	実績100%

イ 苦情解決制度の充実

第三者的立場で児童からの相談等を受け、学園に助言、指導等を行う「子ども相談員（第三者委員）」を配置し、毎月子ども相談を実施した。

管理棟・第一サービス棟及びグループホーム各寮に意見箱を設置し、児童がいつでも意見を投函できるよう環境を整えた。令和6年度は、32件の意見が寄せられ、園長が個別に話を聞き対応した。

苦情解決委員会を5月、11月に開催した。

第三者委員（子ども相談員）の配置	計画回数	実施回数
3人（弁護士、民生児童委員、学識経験者）	24回	18回

ウ 利用者満足度調査の実施

権利擁護委員会において、調査のテーマを検討し、令和6年度は「寮生活アンケートと行事の満足度調査」に決定し、アンケート調査を実施した。結果について集計・分析を行い報告書としてまとめた。「安心して生活できています

か」という質問に対して「ふつう」も含めると肯定的な意見が70%を超えた他、行事に関しては90%を超える等、児童の声にある程度応えられていると思われる。また「もっとテレビを見られる時間を増やしてほしい」「外出範囲を広げてほしい」「もっとみんなが集まれる行事を増やしてほしい」「お小遣いを増やしてほしい」などの意見も聞かれた。

アンケート結果を受け、権利擁護委員会において「アンケートへの返答」を検討し、児童へのフィードバックを実施した。

いずれの意見についても令和7年度の事業計画に位置づけ、検討していく。

実施内容（テーマ）	実施時期
寮生活アンケートと行事の満足度調査	10月

（3）アクションⅠ－③ リスク管理の推進

ア リスクマネジメントの徹底

毎週火曜日の朝礼2部で一週間分のヒヤリ・ハットを報告し、事故の発生防止に努めた。また、フロア代表者会議で前月のヒヤリ・ハットを検証し、事故防止を徹底した。性に関するヒヤリ・ハットはキラリ☆いのち委員会で集約し、共有・協議をして事故防止に努めた。

ヒヤリ・ハット報告は令和6年度中1024件の報告があった。（令和5年度は670件、昨年度に比べ354件プラス）であった。令和6年度は、服薬関連・性的要素（距離感含む）、個人情報リスク3項目の別途集計を行い、それぞれ244件（全体比率23.8%）、92件（全体比率9%）、37件（全体比率3.6%）となっている。依然として服薬関連が多く、フロア代表者会議にて共有し、対応について協議した。また、令和6年度よりヒヤリ・ハットのレベル判定を行い、リスクレベルの高いものについては運営会議で議題として取り上げ対応を協議した。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
運営会議	20回	17回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など
フロア代表者会議	10回	11回	ヒヤリ・ハットの検証など
キラリ☆いのち委員会	10回	10回	性に関するヒヤリ・ハットの検証など

イ 感染症対策、新型コロナウイルス感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症について徹底して感染防止に努めた。具体的には、児童、職員とも手洗い、消毒、マスク着用等の基本的な感染防止対策や会議・集会時の三密（密集・密閉・密接）を回避するなど感染リスクを下げる工夫をしながら、新しい生活習慣の維持、健康状態の把握に努

めた。

また、朝礼 2 部を活用して感染症に関する研修（嘔吐処理・手洗いチェック）の研修を実施した。

事 項	計 画	実施回数	内容・協力機関など
運営会議	20回	17回	感染予防、対策の検証、情報の発出
感染症対策	適宜	適宜	感染症対策方法（嘔吐処理研修・手洗いチェック研修）や感染症の情報発出

ウ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報の適切な管理について研修を行うとともに、朝礼等でも再周知をするなど注意喚起を図った。また、定期的に管理監督者による点検を行うなど、情報保護・情報セキュリティ対策に関する意識啓発・事故防止に努めた。

（４）アクションⅠ－④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 家族再統合及び自立に向けた取組強化

（ア）家庭支援専門相談員を中心に児童相談所等と連携を図り、9人の児童の家庭復帰を実現した。

（イ）高校3年生8人、高校2年生14人の自活訓練を実施した。

（ウ）中学3年生、高校2年生、高校3年生を対象に進路面談を行った。当該学年全児童対象に個別に話を聞く場を設定し、進路に対する意向や状況を確認するとともに職員と一緒に進路を考える場とした。また、NPO 法人と連携し、職場体験や仕事の紹介を仲介してもらい、児童の仕事への関心を高めた。

* 家族再統合

	計 画	実 績
親子宿泊	延10泊	延2泊
	対象児童5人	対象児童 2人
保護者との面会	延30回	延31回
	対象児童15人	対象児童 11人
保護者との外出	延100回	延102回
	対象児童20人	対象児童 23人
保護者との外泊	延300泊	延415泊
	対象児童25人	対象児童18人

* 自立に向けた支援

	計 画	実 績
--	-----	-----

学習会等実施回数	生活講座等 10回	延 14回
	対象児童 100人	92人 ／対象児童 120人
学習塾通塾児童	10人	10人
	対象児童 71人 (小学校5年生以上)	対象児童 76人
自活訓練等実施回数	延 210日	延 182日
	対象児童 22人 (高校生対象)	13人 ／対象児童 17人
職場体験実施児童数	6回	1回
	6人	1人

＊ 児童の進路決定率

進路決定率 (進路先内訳)	50% (高校3年生の児童数 8人) (進路先内訳：大学、専門学校、就職)
------------------	--

イ アフターケアの充実

退所児童のアフターケア計画を策定し、計画的に実施した。具体的には、電話連絡を中心に行い、必要に応じて居宅・職場への訪問についても行った。また、福祉事務所等関係機関と連携し、自立生活の定着につながる支援を展開した。また、令和6年度から配置された障害児等受入調整員が、区の障害福祉課・就労移行支援事業所・通勤寮等と連絡を取り合い、児童のアフターケアに関わる場面も多くあった。

退所児童を支援するイベントとして令和6年度は「二十歳を祝う会」を10月26日に実施し、計5名の二十歳をお祝いした。「退園生懇談会」は2月11日に実施し、退園生39人が参加した。

自立支援強化事業（居住費支援）利用児童は、令和5年度退園生3名、令和6年度退園生5名の計8名おり、こまめな連絡・定期的な家庭訪問を実施した。また、生活困窮に陥った退園生2名に対して、自立支援基金を活用し個々に応じた支援を行う等、卒園後のアフターケア体制を強化した。

＊ 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画	実 績
実施人数	159人 ／対象児童 206人	116人 ／対象児童 229人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	47人	113人

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクションⅡ－① 高い専門性を発揮できる職員の育成（アクションⅠ⑦の再掲）

アクションⅡ－④ 質の高い人材の確保・定着（アクションⅠ⑥の再掲）

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局が実施する人材確保の取組に職員を参加させ、事業団本部と連携して人材の確保、育成に努めた。また、専門学校2校に講師として出向き、質の高い人材確保に寄与した。

また、事務所に「LOVOT」を2台導入したことにより、寮の職員が支援の合間に事務所に来て心を落ち着ける場面も見られ、職員の定着に寄与した。

イ OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新人職員育成担当者（チューター）を配置して、年間を通じて積極的にOJTを推進した。また、新任職員10名が、園管理職とチューターで新任育成計画書の進捗状況等について意見交換する機会を年2回設けた。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

職員の経験年数、職種等に応じて体系的な年間研修計画を策定し実施するとともに、個々の職員の研修受講履歴を作成し効果的な研修に努めた。

また、八王子福祉園、立川療護園はごろもの音、萩山実務学校等との交流研修、嵐山学園や中野区児童相談所等への派遣研修、都児童相談所新任層職員や区職員の研修受け入れを実施し、関係施設と連携した研修を実施した。

これらの研修については、朝礼時に成果を全職員に周知する報告会を行った。

研修内容（テーマ）	対象者	参加人数	実施時期
新規転入職員研修（職員マナー・仕事の進め方）	新規転入職員	15人	4月
新規転入職員研修（養育について・チーム支援）	新規転入職員	17人	5月
新規転入職員研修（フォローアップ研修）	新規転入職員	17人	6月
接遇マナー研修	全職員	15人	1月
メンタルヘルス研修	全職員	13人	10月
マルトリートメント防止研修（悉皆）	全職員	全職員	12・1月
CVPPP（包括的暴力防止プログラム）講習	全職員	17人	12月

会			
CAP（子どもへの暴力防止プログラム）研修	全職員	16人	9月
CARE（子どもと大人の絆を深めるプログラム）講習会	全職員	16人	11月
専門性向上研修（発達障害の理解など）	全職員	57人	7月
児童権利ノート学習会	全職員	17人	7月
キラリ☆いのち（性と生）学習会	全職員	12人	1月
救命救急講習	全職員	15人	6月
他施設交流研修（児童自立支援施設・児童相談所（一時保護所）・事業団児童養護施設等）	全職員	33人	5月～ 2月

エ 外部専門家との連携

児童の様々な行動特性を理解するとともに、それらの課題に適切に対応していくため、外部講師や職員OBのスーパーバイズを活用し、連携した支援を行った。

医師による巡回相談を6回、教育総合相談センターカウンセラー統括によるスーパーバイズを15回、職員OBの権利擁護委員会参加を6回行った。

（2）アクションⅡ－② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

虐待等による愛着障害、ADHD等の発達障害を有する児童、アレルギー・喘息等で医療的なケアが必要な児童等、重層的な支援が必要な児童を受け入れ、関係機関と連携しながら、医療的・心理的ケア等、専門的な支援を行った。

また、児童自立支援施設からの措置変更による受け入れを2名（過去に児童自立支援施設に在籍していた児童を含めると3名）、長期一時保護児童の受け入れとして一時保護期間が半年を超える児童を2名、1年を超える児童を5名、他児童養護施設の不調等を積極的に受け入れた。

＜参 考 令和7年3月1日現在＞

中学生・高校生の人数（割合）	全103人中64人、62.1%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全103人中60人、58.3%
精神科に通院する児童の人数（割合）	全103人中38人、36.9%

＜参 考 令和7年3月1日現在＞

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全103人中34人、33.0%
-------------------	-----------------

イ 専門的な支援の充実

（ア）適切なアセスメントによる自立支援計画の策定と支援

アセスメントに当たっては、園の専門職だけでなく、児童相談所、学校、病

院等、専門的見地からの見立てや助言等を反映し、様々な視点から情報を分析して自立支援計画を作成した。計画の実施状況を随時検証し、5月・10月の年2回、管理監督者層・専門職によるヒアリングを行い、園として一人ひとりの児童の計画を策定した。

(イ) 多様な支援課題への対応

令和6年度から障害児等受入調整員を配置し、児童のニーズの把握、学校・病院・児相・障害児福祉サービス・NPO等といった地域の中の社会資源に繋げるための取組みを行った。

入所児童の多様な支援課題に適切に対応するため、寮職員、看護師（嘱託医含む）、心理、FSW、自立支援担当、障害児等受入調整員、栄養部門等との園内連携、外部講師や神奈川県立精神医療センターの精神科医等からの助言指導、各児童相談所等と連携を図り、以下のような専門的な支援を実施した。

①日常生活における精神的な安定 ②男女別高校生寮の運営 ③就労・進学支援の充実 ④自活訓練の実施 ⑤アフターケアの充実 ⑥親子交流の実施・家庭復帰の促進 ⑦医務室による積極的な健康管理 ⑧心理療法・CAP（子どもへの暴力防止プログラム）等の実施。

1フロアを除いた全てのフロアが個室となっており、児童のプライバシーが守るとともに、一人ひとりに安心した空間を提供した。

* 心理職員による利用者へのケア

() は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和7年3月1日現在）

項 目	計 画	実 績
個別面接	延551人 (全90人中43人、 47.8%)	延265人 (全94人中31人、 33.0%)

<参 考 令和7年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数 (割合)	全103人中85人、82.5% (設備上の個室は104室)
---------------------------	----------------------------------

ウ 家庭的な寮運営

(ア) 自主調理・出張調理の充実

寮で、職員・調理員・児童が協力して調理することにより、食事を身近に感じ調理の楽しさを体験できる機会を設けた。また、土曜日、日曜日、祝日の朝食を寮で調理するなど、家庭的な寮運営を積極的に推進した。

自活訓練においては、オリエンテーションに栄養士が参加し、食の大切さについて伝えるとともに、訓練時のメニューについて助言を行った。

	計 画	実 績
自主調理（寮で買い物、調理を実施）	60回	136回

出張調理（調理員が寮で調理）	14回	30回
----------------	-----	-----

（イ）グループホームの充実

グループホームを園外で2か所、地域小規模型グループホームとして運営し、地域社会の中でより家庭的環境を作り上げながら、児童の社会生活適応能力の向上に取り組んだ。

また、グループホームについては、建物の老朽化による移転に向けて候補地を探すため、不動産業者との話し合いを重ねた。

エ 「連携型専門ケア機能モデル事業」の実施

虐待に起因する愛着障害や発達の偏りにより様々な問題行動を起こす等、重篤な症状を抱える児童に対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」について、3部門の緊密な連携の下、外部機関とも連携を図り専門的な支援を提供した。また、東京都、練馬区と協議を続け、令和7年度より「連携型専門ケア機能事業」として本格実施することが決まった。

令和6年度内に男子児童2人が原籍施設に復帰し、退所児童については、教育部門とともに適宜アフターケアを実施している。一方、新たに男子児童2人、女子児童2人を受け入れ、年間を通じて男子児童3人、女子児童2人の支援をした。事業開始以降、退所児童30人（家庭復帰8人）のうち12人が原籍施設での生活が継続できている状況にある。原籍施設定着後に高校卒業し自立した児童もでてきている。

（3）アクションⅡ-③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

福祉人材の育成、資質の向上を図るため、年度計画に基づき、大学・専門学校等から計画的に実習生を受け入れ、夜間・休日勤務を含む実践的な実習を行った。

また、都から依頼のあった新任層の児童福祉司や里親認定前研修の方を対象とした施設体験実習や、民間児童養護施設職員の受け入れを通して専門的な支援技術の外部への普及啓発を行った。

さらに施設見学に依頼が多い中で、中央区・新宿区・石神井地区の民生委員の施設見学を積極的に受け入れた。

事 項	延計画人数	延実績人数
社会福祉士・保育士等実習生の受入れ	500人	568人
職員派遣研修等の受入れ	50人	17人

民間施設職員の研修等の受入れ	50人	104人
----------------	-----	------

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクションⅢ-② 地域における子育て家庭等を支援

ア 地域生活を支えるサービスの充実

(ア) 子育て短期支援事業

施設機能を活用し家庭の子育てを支援するために、ショートステイ及びトワイライトステイを実施した。アレルギー対応が必要な児童の受け入れにも応じた。

サービス内容	対象地域	計 画	実 績
ショートステイ	練馬区・中央区	延920人	延877人
トワイライトステイ	練馬区	延100人	延97人

(イ) 子育て支援の連携

練馬区子ども家庭支援センターとはショートステイ利用について連絡を密に取り、連携を深めている。

(ウ) 養育家庭との連携

養育家庭へ措置変更をした児童に対して、児童相談所と連携して児童が円滑に移行できるように努めた。

(エ) 子育てに関する公開講座などの実施

子育てに係る地域公開講座を開催し、地域における児童の健全な育成に寄与できるよう努めた。また、地域の未就学児の子育て世帯を対象に子育てサロンを開催した。近隣（自治会、児童館、図書館等）にチラシの配布やポスターを掲示し、地域の3組の親子が参加した。託児所スペースで職員が児童を預かり、保護者には一息ついてもらいながら保護者同士の交流や、職員（寮職員や看護師）が話を聞く場を作った。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域公開講座 「こどもの心をのぞいてみよう」（菊地祐子氏・神奈川県立精神医療センター思春期精神科医師）	地域住民・年1回 参加者約30人

(2) アクションⅢ-③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

(ア) 地域ネットワークへの参画

練馬区要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議にも参加し

連携を強化した。

また、障害児等受入調整員が地域の社会資源と繋がる中で、練馬区障害者就労支援ネットワーク会議やねりま社会福祉等のネット連絡会（石神井地区）に参加することとなった。

（イ）地域との交流促進

西部一時保護所との災害時の応援体制については維持継続している。

練馬区ショートステイ事業所へ見学に行き、事業の情報交換をした。

イ 多様な主体との連携

（ア）ボランティアの積極的な受入れ

施設における児童の生活向上と健全育成を図れるよう、ボランティアの積極的な活用を図った。

ボランティア	領域	4領域	内容	趣味・情操 自立支援講座 学園行事・運営サポート 生活ボランティア等
	延人員	190人		

（イ）NPOや企業などとの協働

不動産業者による一人暮らしに向けた物件の選び方についての講座、銀行員による金融の仕組みについての生活講座等、児童の自立支援に向け積極的な協働を図った。また、児童の個別の支援として NPO と協働して自立のための学習会への参加、職場体験を行った。

また、障害児等受入調整員を中心に、アフターケアとして児童の就労移行で民間企業との協働や NPO 法人の居場所支援に繋げる等、多彩な関係機関と連携した。

ウ 地域との連携・協力関係の強化

（ア）西部一時保護所や近隣の学校の要請に基づき、アリーナ、グラウンドの貸し出しを行った。また、小中学校に関しては、遠足や修学旅行等の行事の際にバスの停留所にした。

（イ）里親前認定研修の講義会場として園内の多目的ホールを貸し出した。

（ウ）学区内小学校3校、中学校3校と事業の共有や児童の情報交換のために連絡会を開催し、児童の支援の連携を強化するとともに児童の理解を促した。

エ 災害・防犯対策の取組強化

防災訓練については夜間想定訓練を含む防災訓練（地震・火災等）をフロア代表者会議で進行管理し実施した。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	16回	16回	石神井消防署

防犯対策については、グループホームさつき寮の玄関と庭、及びC棟の玄関と南バルコニーを映す防犯カメラの設置や、朝礼時に不審者情報などを共有した。

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクションⅣ-② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

施設経営において、「ムリ・ムダ・ムラ」をなくし、合理化・効率化を推進した。

東京都の「HTT」の取り組みにより、第2サービス棟や職員公舎に太陽光発電パネルを設置、またソーラーカーポートを設置した。

(2) アクションⅣ-③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

業務上の連絡、情報共有はグループウェアやメール、Microsoft Teams を活用し、ペーパーレス化を図るとともに情報共有の徹底に取り組んだ。

事務所に「LOVOT」を2台導入した。職員にとって共通の話題のツールになったことや、「ノー残業デイ」の周知等、働きやすい環境づくりに寄与した。また、児童と交流する場として「ハピラボ」(LOVOT と遊ぶ会)を実施し、憩いの場となった。

(3) アクションⅣ-④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

ア 朝礼を2部構成として、1部で各寮の状況報告、2部で研修報告や困難事例の共有、ミニ学習会等を行った。

イ 幹部職員による定期的な面談や幹部職員と各寮や専門職との懇談会を実施し、職員の就業状況や意向、意見を把握し、職員が意欲的に仕事に臨めるような環境整備に取り組んだ。

ウ 家事代行サービスは、連携型専門ケアモデル事業で活用した。

エ 安全衛生委員会主催で、産業医によるメンタルヘルス研修を開催した。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進

コンプライアンス研修を通じて、職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図った。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------